

デジタルで静岡市の
中小企業が変わるために
令和8年度
中小企業等デジタル
活用事業補助金



事業環境の変化に柔軟に対応していくためにITを導入し、
経営の効率化及び生産性の向上を目指す
中小企業等を支援します

上限
50
万円
(補助率2/3)

申請受付期間

令和8年5月15日(金)～7月3日(金)

こんな課題が解決できます

顧客管理・販売戦略
を強化したい



顧客情報を紙で
管理している

POS連動の顧客管理
システムを導入し、
販売戦略を立案

在庫管理システムで
業務効率化したい



在庫管理に
時間がかかっている

在庫管理システムと
周辺機器を導入し、
業務効率化

ECサイトを導入して
売上を上げたい



既存事業での売上
が伸び悩んでいる

ECサイト構築とWEB
マーケティング専門家
による支援

新サービスを
生み出したい



物価高騰の影響下で
も利益率を上げたい

独自のシステムを
構築し、
新サービスを提供

静岡市 デジタル活用 補助金

詳細(HP)はコチラ →



補助金に関する問合せフォーム
※原則、右記問合せフォームからのみ
問い合わせを受け付けます。



補助金概要

対象者
補助率
補助額

対象 静岡市内に事業所を有する中小企業 等
補助率 補助対象経費の2/3
補助額 上限50万円(千円未満切捨て)

対象となる
事例

■クラウド型の在庫管理ツールの導入
■店舗販売店によるEC販売システム導入
■キャッシュレス決済端末の導入 etc.

申請受付期間

令和8年5月15日(金)～7月3日(金)

申請方法

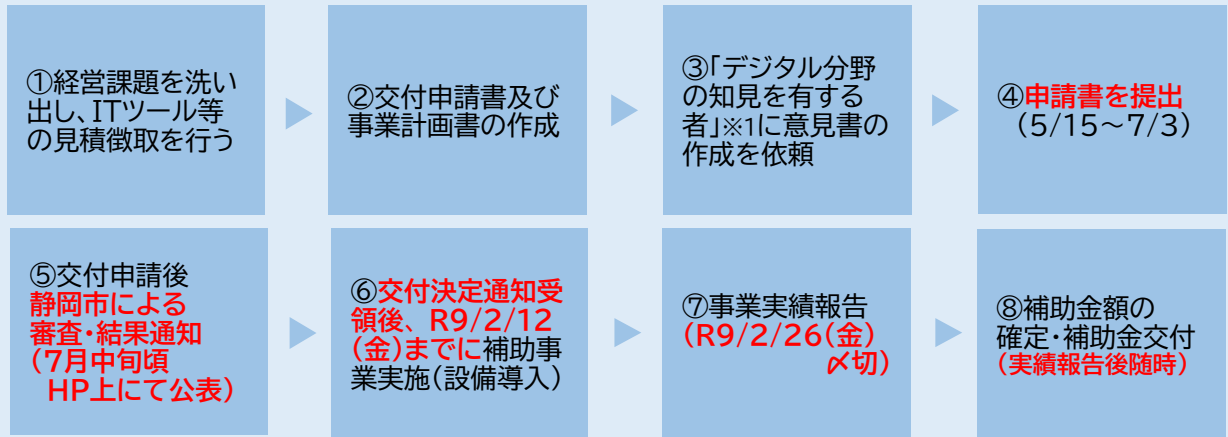
原則、電子申請によってのみ受け付けます
電子申請が困難な場合のみ、産業振興課宛て郵送してください(持参不可)。
〒424-8701 清水区旭町6番8号
静岡市役所 産業振興課
経営支援係 デジタル活用事業補助金担当 (7/3必着・当日消印無効)

その他

「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトにおいて宣言を公表している事業者については、審査において加点を行います。
詳細は右記QRコードからご確認ください。 <https://www.biz-partnership.jp/>
※交付申請時点でポータルサイトにおいて公開済みであることが必要です。



申請の流れ



※1「デジタル分野の知見を有する者」

- ① 国のIT導入補助金のIT導入支援事業者として登録実績がある者
- ② 静岡商工会議所が実施する「ITなんでも相談窓口」のIT活用アドバイザー又は経営指導員・補助員
- ③ 静岡市清水商工会の経営指導員(蒲原、由比、興津、庵原、小島、両河内地区に事業所がある方のみ)
- ④ 経済産業省のIT導入支援事業者としての登録実績と同等の経験・知見を有すると認められる事業者(IT関連事業者等)

※ 申請にかかる注意事項

- ① 交付決定日より前に発注・契約・支払等を行っている費用は、補助の対象となりません。
- ② R2中小企業等IT活用事業臨時補助金採択者、R3～4年中小企業等デジタル活用事業臨時補助金採択者、R5～7年中小企業等デジタル活用事業補助金採択者は、応募することができません。
- ③ 採択者は、HP上に事業者名と事業名(取組の内容)が公表されます。
- ④ デジタル分野の知見を有する者の意見書作成には、1週間程度要するため、余裕をもって依頼してください。

「ITなんでも相談窓口」とは



ITなんでも相談窓口では、中小企業に必要なIT全般について、相談を受け付けています。
お気軽にご相談ください。

静岡商工会議所	
静岡事務所	清水事務所
054-253-5113	054-353-3402